

入 札 説 明 書

令和 7年 9月 5日
総務部公共施設管理課

- 1 工 事 名 狭山市本庁舎正面ロータリー床改修工事
- 2 工事場所 狭山市入間川 1 丁目 2 3 番 5 号
- 3 工 期 契約日から令和 8 年 3 月 1 3 日まで
- 4 工事概要
 - ・ 床タイル撤去
 - ・ 型紙式アスファルト舗装新設
 - ・ 上記工事に伴う付帯工事一式
- 5 施工上の諸注意
 - ・ 工事管理運営に際し、労働基準法、労働安全衛生法、建設業法等関係法令に従い安全管理、工程管理、品質管理等遺漏なきよう万全を期すこと。
 - ・ 工事の実施に際しては監督員・施設管理者と十分に連絡調整を図り実施すること。
 - ・ 周辺道路及び敷地内通路を汚損した場合は速やかに適切な処理を行うこと。
 - ・ 搬入路及び周辺道路については関係部署と協議し事故防止に努めること。
 - ・ 来庁者の安全及び施設運営に十分配慮して工事を行うこと。
 - ・ 資材置場、作業場については監督員と協議の上決定すること。
 - ・ 本庁舎西側出入口へ来庁者のアクセスができるよう仮設及び工事を行うこと。
 - ・ 閉庁時に本庁舎西側夜間出入口へ来庁者のアクセスができるよう仮設及び工事を行うこと。
 - ・ 車いす駐車スペースを常時 2 台以上確保すること。
 - ・ 本庁舎内で別契約の工事がある場合には、工事日程や工事範囲などの調整を行うこと。
 - ・ 現場乗り込みは原則 11 月 17 日以降にすること。変更する場合は監督員・施設管理者と協議の上決定すること。
 - ・ 自動販売機の移設時期・場所等については監督員・施設管理者と協議の上決定すること。
 - ・ 著しい騒音、振動を発生する作業については原則として閉庁時間に行うこととし、やむを得ず開庁時間に行う場合は、事前に監督員・施設管理者と協議の上行うこと。
- 6 そ の 他
 - ・ 落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 0 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
 - ・ 本工事は「狭山市建設工事請負契約に係る現場代理人の常駐義務の緩和等に関する取扱い」の対象とする。

7 設計図書等に関する質問回答

質問方法	質問がある場合は、電子入札システムにより提出してください。
受付日時	令和7年9月11日（木） 午前10時まで
回答方法	質問があった場合は、狭山市公式ホームページに掲載します。
回答日時	令和7年9月17日（水） 午前10時から